

鈴環第1373号
平成28年2月8日

三重県知事 鈴木 英敬 様

鈴鹿市長 末松 則子



(仮称)都市計画道路鈴鹿亀山道路に係る環境影響評価方法書に対する鈴鹿
市長の意見について

環境影響評価法第10条第2項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 当該項目の実施に当たり、工事中及び供用後において、複数の環境保全対策を比較検討し、予測及び評価を行うこと。
- (2) 計画交通量や車種構成等の予測条件等に係る不確実性が存在することから、新たに予測地点を設定することを含めて、供用後において事後調査を行うこと。また、環境影響評価を行う過程で新たな事実が生じた場合においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。

2 個別的事項

(1) 大気・騒音・振動・低周波音

- ア 工事の実施に伴う粉じん、騒音、振動、悪臭等については、その影響をできる限り低減するように配慮すること。
- イ 沿道の状況及び道路構造に応じて、騒音については平面分布予測及び断面分布予測を行い、振動については平面分布予測を行い、適切に評価を行うこと。
- ウ 自動車の走行に伴う騒音のみならず、橋梁、高架構造物音及び反射音についても加味して予測及び評価を行うこと。

(2) 水環境

- ア 工事施工時における濁水の流出による水質の変化及び路面凍結防止剤等の薬剤の影響による水質への影響を予測及び評価を行うこと。
- イ 水道水源への影響が最小限になるよう、その影響及び対策について、協議のうえ、予測及び評価を行うこと。

(3) 景観・人と自然との豊かな触れ合い

- ア 景観資源の概要について、景観資源に東海道、伊勢街道、椿大神社、神戸城跡を追加すること。
- イ 景観の調査及び予測について、方法書に記載されている主要な眺望点以外に、景観資源周辺の景観変化が確認できる地点及び、自然的景観を最背面とした時、景観資源、対象道路が順に見える地点を、調査地点に設定するなど、眺望景観や周囲景観への影響を評価することが望ましい地点を考慮し、調査地点に追加すること。
- ウ 道路の照明について、植物及び動物のほか、生活環境への影響を調査、予測及び評価を行い、環境影響の少ない照明器具の導入など適切な環境保全措置を講じること。
- エ 文化財（天然記念物、伊勢国府跡及び鈴鹿川左岸台地辺縁部の群集墳等）への影響が最小になるよう、その影響及び対策について協議のうえ、予測及び評価を行うこと。

(4) 動植物

- ア 動物、植物及び生態系について、現地調査の実施においては、予め把握した地域や生態系の特性を十分踏まえるとともに、調査地点、範囲、ルート及び時期等の選定に当たっては配慮すべき種の生息・生育環境及び生活史を適切に考慮すること。